平成２３年（フ）第９３号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲819番地　Ｃ―101、前住所長崎県南高来郡吾妻町古城名138番地
債務者　釣﨑　尚子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長崎県島原市萩原２丁目5131番地
債務者　尾﨑　保子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
沖縄県那覇市三原２丁目１番46号幸ビル305
債務者　西銘　　泉
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９１号
沖縄県那覇市楚辺２丁目25番20号　フラッツ楚辺２―Ｃ
債務者　大城　　光
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１９号
山口県光市大字浅江2626番地３
債務者　笹村　　實
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１５２号
山口県周南市桜木１丁目７番25号ジョイフル桜木202号
債務者　山﨑寿美代
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６８８号
熊本市保田窪１丁目５番56号
債務者　木下　勝詞
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７５１号
札幌市南区藤野６条６丁目５番11号
債務者　安田　繁史
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５９号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―406号
債務者　茂木亜希子（旧姓剣地）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６３号
札幌市東区北32条東18丁目２番８号　カーサ立見野102号
債務者　川邊　里香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８１号
札幌市白石区北郷２条６丁目２番６―1401号
債務者　石田　華苗（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８７号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番２―201号
債務者　安藤さゆり
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９８号
札幌市豊平区西岡５条13丁目22番10号　みきマンション14号
債務者　山口　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１７号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目４番10―201号
債務者　宮本　朋子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２３号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目10番18号
債務者　工藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２６号
札幌市北区北36条西７丁目２番24号　ラパン・アジールＢ101号
債務者　西山　英樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５１号
札幌市東区北21条東10丁目３番６号　シティパル明園公園401号
債務者　宮地　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９７号
札幌市北区新琴似11条10丁目４番15号　エスコート新琴似11号
債務者　工藤　壮広
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部